

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業の優先交渉権者の決定について（速報）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、優先交渉権者及び次点交渉権者を下記のとおり決定しましたので公表します。

なお、P F I 法第 11 条第 1 項の規定による客観的評価の結果につきましては、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業者選定審査委員会の審査講評を添えて、後日、公表する予定です。

令和 3 年 12 月 22 日

岡崎市長 中根 康浩

記

1 優先交渉権者

グループ名	鹿島・オリコン・竹中土木・朝日グループ
代表企業	鹿島建設(株) 中部支店
構成企業	(株)オリエンタルコンサルタンツ 中部支社 (株)竹中土木 名古屋支店 朝日工業(株)

2 次点交渉権者

グループ名	大林・市川・三河・昭和 岡崎市阿知和地区 工業団地造成事業異業種特定事業共同企業体
代表企業	(株)大林組 名古屋支店
構成企業	(株)市川工務店 名古屋支社 (株)三河設備 昭和(株) 名古屋支社